

糖尿病等の生活習慣病対策の推進に関する論点（案）

1. 糖尿病等の生活習慣病対策の現状

- 糖尿病等の生活習慣病は、適切な食習慣、適度な運動習慣により予防可能であるにもかかわらず、有病者・予備群者の数は増加傾向。
- 従来の全ての対象者に対する一律の予防・治療方法だけでなく、個人の特徴にあわせた予防・治療（テーラーメイド予防・治療）方法の研究開発及び普及が求められている。
- 糖尿病等の生活習慣病対策としては、糖尿病、高血圧症、高脂血症の予防や治療だけでなく、合併症としての急性心筋梗塞、脳卒中等の予防や治療まで、幅広い対策が必要であり、各分野における専門機関が一体となって対応する必要がある。
- 医師、保健師、管理栄養士等の医療関係者だけでなく、都道府県や市町村の職員、医療保険者等の様々な職種・機関が生活習慣病対策を担う。

2. 各地域における糖尿病等の生活習慣病対策の推進

- 都道府県及び市町村は、健康増進計画を策定し、生活習慣病対策を推進。具体的には、市町村によるポピュレーションアプローチ、医療保険者によるハイリスクアプローチ（特定健診・保健指導）を実施。
- 都道府県は、医療計画を策定し、糖尿病、脳卒中、急性心筋梗塞に関する医療体制を整備。
- 各地域において、効果的・効率的に生活習慣病対策を推進するためには、どのような方策が考えられるのか（例：日本糖尿病対策推進会議の活用方策）。

3. 地域における糖尿病等の生活習慣病対策の支援

- 各地域における糖尿病等の生活習慣病対策を推進するためには、がん対策において、国立がんセンターが果たしている役割を担う機関が不可欠であるとともに、当該機関が、地域における予防体制・治療体制と有機的なネットワークを構築することが必要。
- 運動療法、食事療法、薬物療法等について、個人の特徴に応じた予防・治療（テーラーメイド予防・治療）を含め、効果的な予防方法、治療方法の研究開発を行うためには、どのような体制が必要か。また、どのような研究や事業を行う必要があるのか（例：ITを用いた効果的な保健指導の開発）。
- 糖尿病の予防方法、治療方法の開発を効果的・効率的に行う上では、どのような情報を集積し、どのように活用する必要があるのか（例：電子的に収集されることとなる特定健診・保健指導のデータ等の活用方策）。
- 糖尿病等の生活習慣病に関する予防・治療に携わる医療関係者や、患者や一般国民はどのような生活習慣病に関する情報を必要としているのか。その提供体制はどうあるべきか。
- 生活習慣病の予防・治療に携わる医療関係者や、都道府県や市町村の職員、医療保険者等に対する研修（人材育成）は重要であるが、国立保健医療科学院等で既に行われている研修のほかに、どのようなものが有用か。